

議案第39号

世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立教育センターの名称、位置、施設及び事業を変更し、プラネタ
リウムに係る観覧の承認その他の事務を世田谷区立中央図書館に移管させるととも
に、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立教育センター条例及び世田谷区立図書館条例の一部を改正する条例
(世田谷区立教育センター条例の一部改正)

第1条 世田谷区立教育センター条例(昭和63年3月世田谷区条例第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

世田谷区立教育総合センター条例

第1条中「教育・文化」を「総合的な教育」に、「東京都世田谷区弦巻三丁目16番8号」を「東京都世田谷区若林五丁目38番1号」に、「世田谷区立教育センター(以下「教育センター」を「世田谷区立教育総合センター(以下「教育総合センター」に改める。

第2条各号列記以外の部分及び第7号中「教育センター」を「教育総合センター」に改め、同条中第5号及び第6号を削り、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

学校等の活動に対する総合的な支援に関すること。

乳幼児期における教育及び保育の支援に関すること。

第3条各号列記以外の部分中「教育センター」を「教育総合センター」に改め、同条各号を次のように改める。

教育研究施設

教育研修施設

教育相談施設

前3号に掲げるもののほか、前条各号に掲げる事業を実施するために委員会が必要と認める施設

第4条中「教育センター」を「教育総合センター」に改める。

第5条から第10条までを削り、第11条を第5条とし、第12条を第6条とする。

別表を削る。

(世田谷区立図書館条例の一部改正)

第2条 世田谷区立図書館条例(昭和41年10月世田谷区条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

プラネタリウムに関する事業（中央図書館に限る。）

第8条を第16条とし、第7条の次に次の8条を加える。

（附帯施設）

第8条 中央図書館には、プラネタリウムを設ける。

（プラネタリウムの観覧）

第9条 プラネタリウムを観覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

（観覧の不承認）

第10条 教育委員会は、施設の管理上支障があると認めるときは、観覧の承認をしない。

（観覧の条件）

第11条 教育委員会は、観覧の承認をする場合において、必要な条件を付けることができる。

（観覧料）

第12条 プラネタリウムの観覧料（以下「観覧料」という。）は、別表第2のとおりとする。

2 前項の観覧料は、観覧の際に納付しなければならない。

3 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

（観覧料の不還付）

第13条 既に納めた観覧料は、還付しない。ただし、プラネタリウムの観覧の承認を受けた者（以下「観覧者」という。）の責任でない理由により観覧することができなくなったときは、観覧料を還付することができる。

（承認の取消し等）

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、観覧の承認を取り消し、観覧の条件を変更し、又は観覧を停止することができる。

観覧者が観覧の条件に違反したとき。

観覧者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

災害その他の事故により観覧することができなくなったとき。

(損害賠償)

第 1 5 条 施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

ただし、教育委員会は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第 1 2 条関係)

区分	一般投影		特別投影
	個人	団体 (1 人につき)	
大人	4 0 0 円	3 2 0 円	1 , 0 0 0 円の範囲内において教育委員会がその都度定める額
小人	1 0 0 円	8 0 円	5 0 0 円の範囲内において教育委員会がその都度定める額

備考

- 1 学齢に達しない者 (6 歳以下の未就学の者をいう。以下同じ。) は、無料とする。
- 2 団体とは、2 0 人 (学齢に達しない者を除く。) 以上の集団をいう。
- 3 大人とは、学齢に達しない者及び小人以外の者をいう。
- 4 小人とは、小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者をいう。

附 則

この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。